

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例
藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

- 17 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。
- (2) 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。） 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「5,400円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

とあるのは「2,500円」とする。

- (3) 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限り、前号の規定の適用を受けるものを除く。） 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「8,100円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「2,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、平成30年度分及び平成31年度分における軽自動車税の税率に特例を設けるため、所要の改正をする必要による。